

広島県告示第四百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年四月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道宇賀矢野線	三次市甲奴町小童字麓一四八一番二地先から 三次市甲奴町小童字広之谷一四九七番二地先まで	平成二十四年四月一六日